

関係事業主 殿

(一社) 中部労働技能教習センター
(一社) 中野労働基準協会

「小型移動式クレーン運転技能講習」講習のご案内

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンを運転する業務（道路上を走行させる運転を除く）には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第7号（就業制限に係る業務）により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「小型移動式クレーン運転技能講習」の講習を実施しますのでこの機会に受講されますようご案内致します。

記

1. 講習の日時 受付 午前7時45分～ 開講 午前8時

| 講習会日時 | 締切日 | 講習会日時 | 締切日 |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 令和8年 5月26日～5月28日 | 5月12日 | 令和8年 12月2日～12月4日 | 11月17日 |
| 6月17日～6月19日 | 6月3日 | 令和9年 2月24日～2月26日 | 2月8日 |
| 8月6日～8月8日 | 7月23日 | 3月24日～3月26日 | 3月9日 |
| 9月14日～9月16日 | 8月31日 | | |
| 11月16日～11月18日 | 10月30日 | | |

※ 全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合には、受講できませんので早めに会場へお越しください。

2. 技能講習の場所

学科及び (一社) 中部労働技能教習センター 飯田会場
実技講習 飯田市下殿岡478-1 TEL(0265)25-4444

3. 受講料等及び受講資格

受講料・教材費は消費税込（消費税10%）、カッコ内は消費税額です。

小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方

受講料・教材費は消費税込（消費税10%）、カッコ内は消費税額です。

| コース別 | 受講資格等 | 所要時間 | 学科時間 | 実技時間 | 受講料 | 教材費 |
|-------|--|------|------|------|---------------------|------------------|
| 第1コース | ①クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許をお持ちの方 ②床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ③玉掛け技能講習を修了された方 ※上記①～③のいずれかに該当 | 3日 | 10時間 | 6時間 | 36,300円 (3,300円) | 2,200円 (200円) |
| 第2コース | 講習科目の一部免除のない方 | 3日 | 13時間 | 7時間 | 38,500円 (3,500円) | 2,200円 (200円) |

※再試験に係る経費(補講料を含む)としての追加費用 30分あたり学科1,100円、実技1,650円

4. 講習科目

小型移動式クレーン運転技能講習

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| 学 科 | ① 小型移動式クレーンに関する知識 | 6時間 |
| | ② 関係法令 | 1時間 |
| | ③ 原動機及び電気に関する知識 | 3時間 |
| | ④ 運転のために必要な力学に関する知識 | 3時間 |
| 実 技 | ⑤ 運転のための合図 | 1時間 |
| | ⑥ 小型移動式クレーンの運転 | 6時間 |

5. 定員

定員 30名 (ただし、定員になり次第締切)

6. 受講申込及び受講料納入

受講申込書に書き書類を添え、**(一社)中野労働基準協会**へお申込みください。

- ① 写真1枚(縦 3cm×横 2.5cm)貼付 (写真専用用紙使用、折じわ・汚れ等ないもの)
(◆申請前6ヵ月以内のもの◆正面、脱帽、上三分身、背景無地◆裏面に氏名、受講種目名、撮影年月日記入)
- ② 小型移動式クレーン運転技能講習(第1コース)を受講される方は、受講資格等①～③のいずれかの「修了証」又は「免許証」の写し
- ③ 受講料・教材費
- ④ 外国籍の方(日本語の理解力が十分な方に限る)は、在留カード、旅券、住民票、特別永住者証明書のいずれかの写しを添付して下さい。
- ⑤ 旧姓・通称等を修了証に併記をご希望の方は公的な証明書のコピーを添付して下さい。

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 電話:0269-22-2255 FAX:0269-23-0729)

申込書は郵送、受講料は振込でも受付けます。(振込先:八十二長野銀行中野支店 普通預金 381906)

7. 当日の持参品

学科 : 筆記用具 受講票 昼食

実技 : 作業着 安全靴又は運動靴 電卓(玉掛け実技時使用) 軍手 雨具 ヘルメット(ある方は持参して下さい)

印鑑(講習等最終日の修了証交付時に使用、なおサインでも可) 長めの靴下(ズボンの裾を入れる) 昼食

8. 助成金制度を活用される皆様へ

・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。

※ 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。

申請に必要な証明書・カリキュラムは、中部労働技能教習センターに郵送すれば押印・同封の上、返送されます。

※ 支給申請には条件等が定められています。

また、年度途中でも制度の改正等がある場合がありますので、詳細をご確認ください。

・助成金についてのお尋ねは、

〒380-0935 長野市中御所1-22-1 厚生労働省 長野労働局

職業安定部 職業対策課 雇用指導部 ☎026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接「職業対策課」へ連絡し、助成金申請に関する書類を取り寄せ手続きを行ってください。